

具体的な事例

計 画	<p style="text-align: center;">60分 → 29分 →</p> <p style="text-align: center;">家事援助(洗濯30分・調理30分) 身体介護(食事介助)</p> <p>○算定出来る単位(家事1.0・身体0.5)～家事援助60分・身体介護29分</p>
実績例 ①	<p>結果、計画時想定していない事由により、「食事介助」が59分となった場合。</p> <p style="text-align: center;">60分 → 29分 30分 →</p> <p style="text-align: center;">家事援助(洗濯30分・調理30分) 身体介護(食事介助) 身体介護(食事介助)延長</p> <p style="text-align: center;">《身体介護(食事介助)合計59分》</p> <p>○利用者が計画変更に同意 → 算定出来る単位(家事1.0・身体1.0)～家事援助60分・身体介護59分 ○利用者が計画変更に同意しない → 算定出来る単位(家事1.0・身体0.5)～家事援助60分・身体介護29分 ※ 利用者が計画変更に同意しない場合(利用者確認拒否)、当初計画に基づき請求するか、若しくはサービス提供自体をキャンセル扱いとし、報酬算定しないことも考えられる。</p>
実績例 ②	<p>結果、利用者のキャンセルにより「調理」及び「食事介助」を行えず、「家事援助(洗濯30分)」となった場合。</p> <p style="text-align: center;">30分 → 「調理」及び「食事介助」のキャンセルにより終了</p> <p style="text-align: center;">家事援助(洗濯30分)</p> <p>○利用者が計画変更に同意 → 算定出来る単位(家事0.5)～家事援助30分 ○利用者が計画変更に同意しない → 報酬算定出来ない(キャンセル扱い) ※ 利用者が計画変更に同意しない場合(利用者確認拒否)、「調理」及び「食事介助」という目的を達成出来なかったので報酬算定は出来ない。</p>

計 画	<p style="text-align: center;">59分 →</p> <p style="text-align: center;">身体介護(入浴介助)</p> <p>○算定出来る単位(身体1.0)～身体介護59分</p>
実績例 ③	<p>結果、利用者の拒否により「入浴介助」を行えず、且つ、提供時間が39分の場合。</p> <p style="text-align: center;">25分 → 14分 → 入浴せずに終了</p> <p style="text-align: center;">(拒否)→入浴のための声かけ</p> <p>安全確認→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備→ヘルパ-自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣拒否のため、目的達成のための声かけ(見守りを含む。)を行う。《ここまで要した時間39分》</p> <p>○利用者が計画変更に同意 → 算定出来る単位(身体0.5)～身体介護39分 ○利用者が計画変更に同意しない → 報酬算定出来ない(キャンセル扱い) ※ 利用者が計画変更に同意しない場合(利用者確認拒否)、「入浴介助」という目的を達成出来なかったので報酬算定は出来ない。</p>

計 画	<p>身体介護の支給決定は受けているが、個別支援計画に位置付けられていない身体介護(排泄介助)を、利用者又はその家族等から要請を受けて行った場合。</p>
実績例 ④	<p style="text-align: center;">29分 →</p> <p style="text-align: center;">身体介護(排泄介助)</p> <p>利用者等から要請 → 計画変更※</p> <p>※ 要請内容から想定される、具体的なサービス内容にかかる標準的な時間(現に要した時間ではないことに留意すること。)とする。したがって、要請内容については適切に把握しておくこと。</p> <p>【緊急時対応加算を算定する場合】</p> <p>① サービス提供責任者が、利用者又はその家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、計画上に位置付けられていないサービス提供を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できる。</p> <p>② 本加算の特性上、要請内容からは想定できない事態の発生も想定されることから、現場の状況をサービス提供責任者に報告した上で、サービス提供責任者が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要と判断(事後の判断を含む。)した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた標準的な時間(現に要した時間ではないことに留意すること。)とすることも可能。</p> <p>③ 緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録すること。</p>